

徳島県告示第五百十五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和四年八月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

三好郡東みよし町西庄字山神下五六、五七の一、五七の二、東山字石木三九六の一、三九六の二、六四七の六、六四九の二、六四九の三、六四九の一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山神下五六・五七の一・字石木三九六の一・三九六の二・六四七の六・六四九の二・六四九の三・六四九の一〇（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）